

令和3年11月10日

課外活動団体 各位

学生支援担当副学長 松金公正

対面での課外活動再開における遵守事項の更新について（11月15日適用）

このことについて、下記のとおり更新しますので、各構成員への周知を徹底してください。

遵守されない場合は**無期限**で活動を停止する場合がありますので、必ず実行してください。みなさんが、with コロナの状況において、本学の**感染症対策の模範となることを強く期待しています**。

なお、対面での活動を許可されていない団体が活動を希望する場合は、本学 WEB サイトの「新型コロナウイルスへの対応」ページ内、「課外活動再開計画申請書の提出について」に従って「課外活動再開計画申請書」を提出してください。今回から、顧問職員を置かない団体も申請書を提出することにより活動を許可する場合があります。

記

【対面での課外活動再開における遵守事項（令和3年11月10日版）】

- (1) 「宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】」（令和3年11月1日一部改正）の確認。
- (2) 学内外での活動は合わせて原則週2回までとする。ただし、大会等を控えた練習においては、学内外合わせて週3回までの練習を認めることがある。1回の活動は2時間まで（2時間以内で全て終了すること）とする。学内での活動の場合、更衣室やシャワー室の使用は認めない。
活動できる場所には限りがあります。譲り合って使用すること。
- (3) 学内の体育施設を同一時間帯に使用できるのは、2団体までとする（例えば、体育館の半面使用、テニスコートの2団体使用、陸上競技場の陸上競技部とサッカー部の同時使用ができる）。
- (4) 課外活動共用施設の使用を可とする。**マスク着用は必須**。使用する場合は、使用日の窓口事務取扱日3日前までに「課外活動共用施設臨時使用申請書」を学生支援課へ提出すること。
- (5) 大会館の使用を可とする。**マスク着用は必須**。使用する場合は、大会館2階事務室で手続きすること。
- (6) 峰キャンパス4号館教室（4A41, 4A42, 4A43, 4A44, 4A46, 4A47）の使用を可とする。
マスク着用は必須。使用する場合は、学生支援課窓口で手続きすること。
- (7) (5)、(6)の施設は、同一団体による複数の部屋の同時時間帯使用を可とする（例：音楽系団体のパート練習等）。
- (8) 3密回避（ソーシャルディスタンス、換気の徹底、マスク着用等）

- (9) 学外で活動する場合は、原則として現地集合・現地解散とすること。
- (10) 原則として宿泊を伴う活動は禁止する。
- (11) 体調不良の者は、活動に参加させないこと（見学も不可）。
- (12) 課外活動前後の会食は禁止する。
- (13) 検温、体調管理表記入方法の徹底
- 活動に参加する学生の検温は活動開始直前に必ず行うこと。
 - 見学や体験に参加した新入生についても、必ず体調管理表に記入すること。
 - 代表者確認欄は、代表者または代理の学生が記入内容を確認した後、サイン（署名）すること。
- (14) 活動記録の徹底
- チームや班など、グループに分かれて活動する場合は、どの学生（含見学者、体験者）がどのグループに参加したかを別途記録しておくこと（任意様式で可）。
- (15) その他
- ワクチン接種後も感染対策を徹底すること。
 - 遵守事項が変更されたら直ちに構成員に伝達すること。
 - (13)「体調管理表」及び(14)のグループ分けの記録は、大学から要請があった際は、速やかに提出すること。
 - 発熱等の症状があった場合、またはPCR検査を受けた場合は、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」に相談するとともに、Microsoft Forms (<https://forms.office.com/r/E361x45HWU>) で大学に報告をしてください。
 - マスクは不織布マスクとする。また、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがあるので、運動中は、換気の整った屋内や屋外で、身体的距離が2m以上確保できている場合は、必要に応じてマスクを外すこともできる。
 - 課外活動届、体育施設課外活動使用届等の必要な書類は、時間に余裕を見て提出すること。なお、感染症の状況如何によっては一度認められたものが実施不可になる可能性があるので注意すること。
 - 判断に迷うことがあったら学生支援課に連絡すること。